

令和7年度岡崎市第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

2 計画の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、岡崎市内全域とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

ニホンザルの生息地の大部分は森林であるため、市内の森林の内訳を表1に示す。

市内において、広葉樹林の割合が約3割と高くなっています、ニホンザルの好む環境にあると考えられます。

また、里山や中山間地域の農地は、谷間を開墾した谷津田や山腹の緩斜面を利用した農地が多く、ニホンザルの被害を受けやすい形態をしている。

近年、全国的にこのような地域における耕作放棄地の増加が報告されており多くの地域では増加傾向にある。耕作放棄地の増加はニホンザルによる農林作物被害の増加、さらにはニホンザルの個体数増加及び生息地の範囲拡大を助長するものと考えられる。

一方、平坦部は農業の盛んな地域であり、今後、里山に隣接した平地にある農地や住宅への被害の拡大が懸念される。

表1 岡崎市における樹種別・林種別面積（単位：ha）

人工林			天然林		竹林	無立木地	国有林
針葉樹		広葉樹	針葉樹	広葉樹			
スギ	ヒノキ	マツ類	その他				
2,317	8,356	2,602	12	2,411	6,495	215	220
							362

(2) 生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のニホンザルの分布域は、図1のとおりである。岡崎市では、市東部の山間地を覆いつくしており、今後は市街地においても出没が確認される事例が増加するものと予想される。

ニホンザルは基本的に群れ単位で行動する動物であるため、群れごとの管理方針を決定していくことが望ましい。

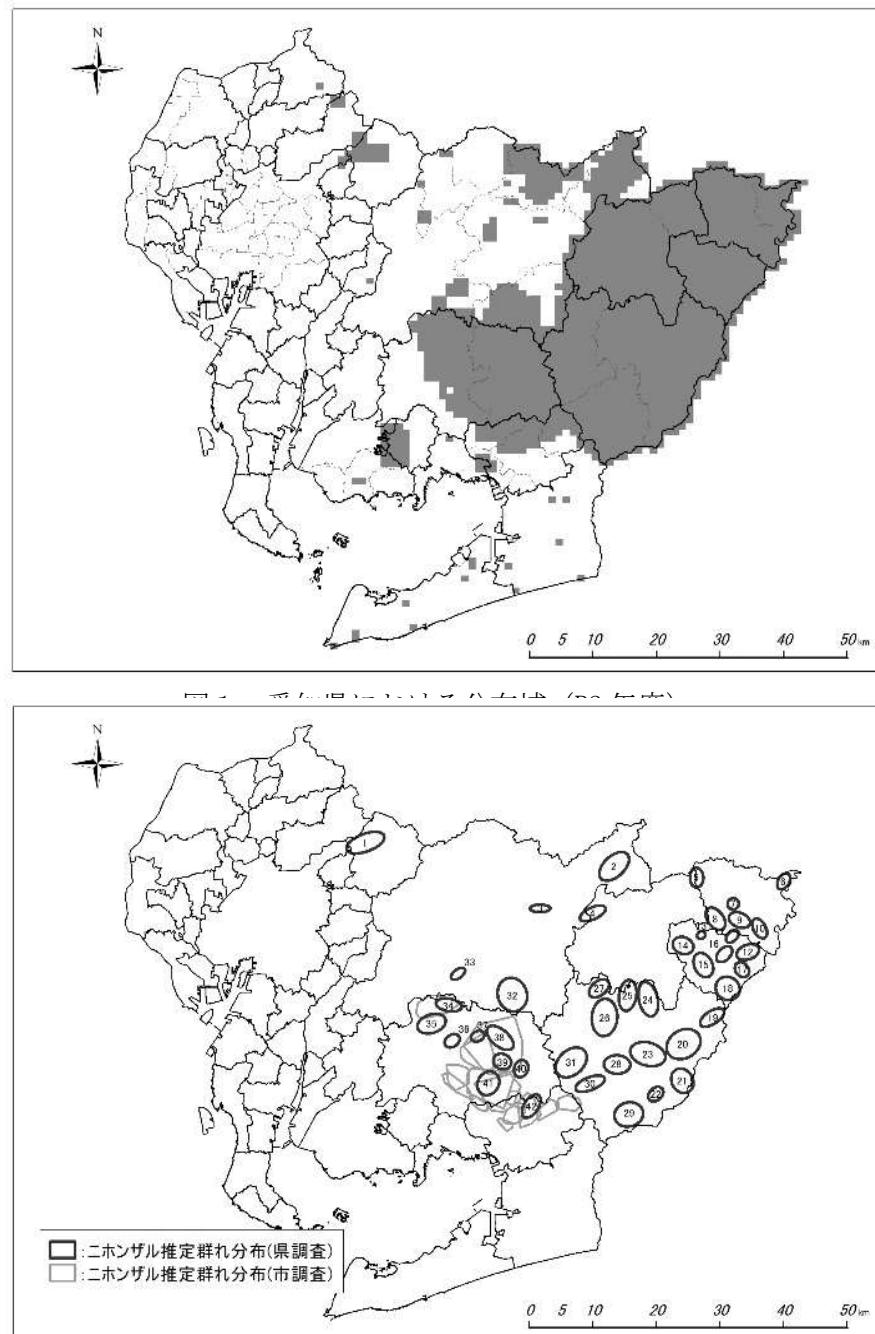


図2 愛知県における群れの推定分布

電波発信器を装着した生息状況調査結果は図3のとおりで、これに捕獲記録並びに目撃通報記録、自動撮影装置の情報等から、岡崎市内には16群れが生息する可能性がある。このうち、これまでに6群れについて個体数を把握している。ただし聞き取り調査や目撃情報等から、これ以外にも把握できていない複数の群れの存在が確認できる。把握できた個体数と群れの生息域は次のとおり

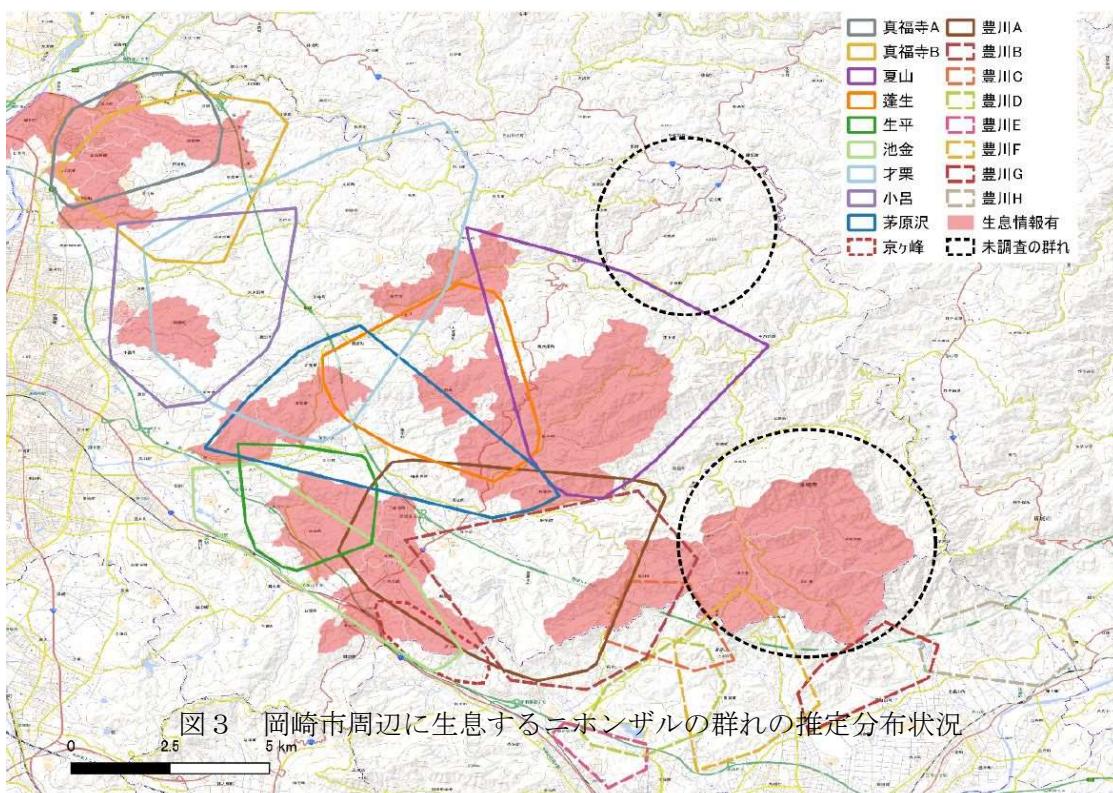
である。

表2 個体数と群れの生息域（人間環境大学との共同研究成果を含む）

令和3年度	名称	生平群
	推定頭数	52

令和4年度	名称	才栗群	小呂群
	推定頭数	30	6

令和5年度	名称	池金群
	推定頭数	38頭



(3) 被害の状況

ア 被害状況（市町村単位）

岡崎市における令和2年度から令和5年度までの旧市町村別の推定被害状況を表3に示す。

表3 岡崎市における被害の状況

	R 3 年度			R 4 年度			R 5 年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
旧岡崎市	2.9	37.4	9,023	3.0	37.9	5,436	2.1	28.7	7,179
旧額田町	2.0	25.6	4,412	3.6	82.5	10,794	1.8	26.3	3,556
計	4.9	63.0	13,435	6.6	120.4	16,230	3.9	55.0	10,735

農作物被害以外でも市街地での出没情報も寄せられる件数が増加しており、市民生活環境に影響を与えつつある。

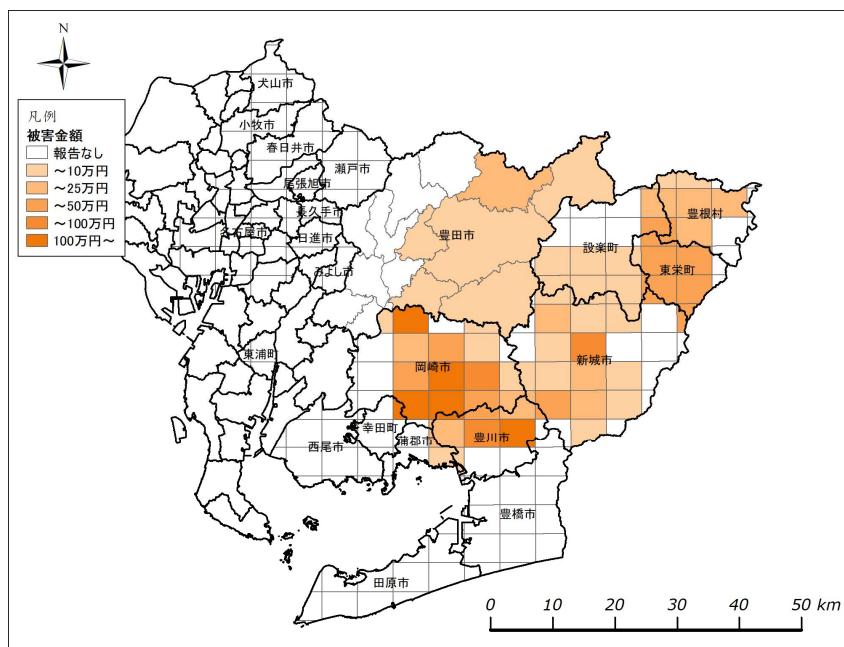


図4 愛知県における農業被害額（R5年度）

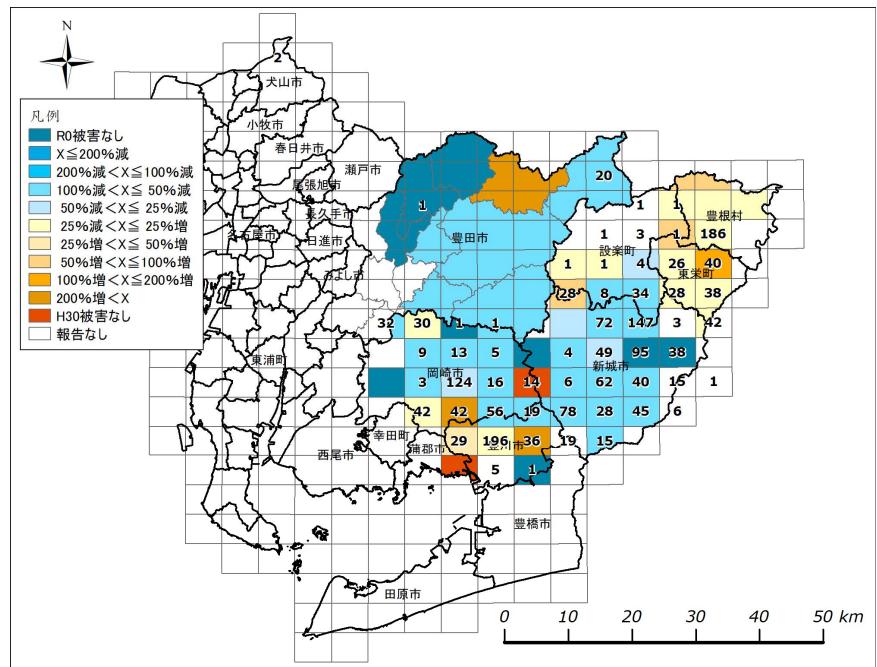


図5 愛知県における農業被害額の変化 (H30→R5年度)

イ 加害レベルについて

群れで行動するニホンザルは、群れごとに個体数や加害の程度が異なるという特性を持つため、管理を行ううえで「加害レベル」という概念が示されている。

加害レベルとは、群れの出没頻度及び人への反応等の各指標を数値化し、その合算値をレベル判定表に照らし合わせ、群れの害性の度合を6段階で評価するものである。加害レベルの考え方及び判定表は表4のとおり。

表4 ニホンザルの加害レベルに係る考え方及び判定表

レベル0：サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することができないので被害はない。
レベル1：サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。
レベル2：サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
レベル3：サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。
レベル4：サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。
レベル5：サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落の農作物被害状況	生活被害
0	山奥にいるためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにいても、人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかける時がある	2、3頭程度の出没が多い または群れのごく一部が出没	遠くにいても、人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺でみかける
2	通年、週に1回程度 どこかの集落でみかける	10頭未満の出没が多い または群れの一部が出没	遠くにいる場合逃げないが、20m以内では近づけない	大きな被害(生産量の10%程度)を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2、3回近く どこかの集落でみかける	10~20頭程度の出没が多い または群れの半数程度が出没	群れの中に、20mまで近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害(生産量の30%以上、または被害の精神的苦痛が大きい、被害者が怒っている、耕作を諦める)を受けている集落がある	器物を損壊する 倉庫に侵入する
4	通年、ほぼ毎日 どこかの集落でみかける	20頭以上の出没が多い または群れの全体(あるいは大半)が出没	10mまで近づいても逃げない、または威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある、または行動域内の過半数の集落に甚大な被害が発生している	住居侵入が常態化 (繰り返し発生する)

それぞれの項目における判定は、現地調査（群れ探索行動特性調査（ルートセンサス）や直接観察など）、アンケート調査（被害状況調査など）、群れの監視員など被害対策の従事者からの情報、専門家によるチェックといった方法（複数の方法が望ましい）での総合的な評価に基づいて行う。

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1-2
2	3-7
3	8-12
4	13-17
5	18-20

出典：環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）改定版・（2024年5月）」

(4) 対策の実施状況と評価

令和2年度から令和5年度までに合計7群れの加害レベルを判定した。判定にあたって必要なサルの情報は、調査員が直接群れを観察して得た情報と、住民への聞き取りで得た情報を用いた。判定結果は、真福寺A群は合計14ポイント、真福寺B群は合計15ポイント、夏山群は合計8ポイント、生平群は合計13ポイント、才栗群は合計10ポイント、小呂群は合計9ポイント、池金群は合計11ポイントとなり、令和3年度から令和5年度までの加害レベルは表5のとおりである。なおこれ以外の群れは現状個体数や加害レベルの把握ができていないため、今後順次調査を行っていきたい。

表5 群れの加害レベルの判定

令和3年度	名称	生平群
	頭数	52
	加害レベル	4

令和4年度	名称	才栗群	小呂群
	頭数	30	6
	加害レベル	3	3

令和5年度	名称	池金群
	頭数	38
	加害レベル	3

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和4年度の捕獲分布図は以下のとおり。

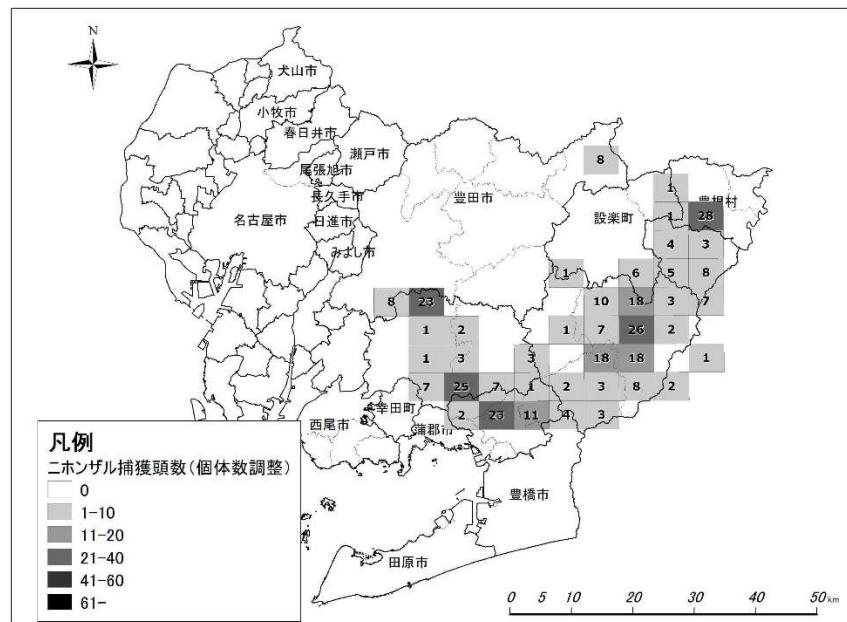


図6 愛知県における捕獲分布図 (R4年度)

図1の分布域にあるように、市東部において多くの生息が確認されており、今後も高い捕獲圧をかけ、数の減少に努める必要がある。

現在ICT大型捕獲檻3基とサル用大型囲いわな5基を活用した地域ぐるみの捕獲や鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を4月から翌年2月末日まで実施している。

表6 岡崎市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

			R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
旧岡崎市	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	2	2	4	2	5
		罠	23	19	47	46	40
旧額田町	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	2	2	4	4	5
		罠	10	2	8	8	30

令和5年度	名称	真福寺 A群	真福寺 B群	夏山群	生平群	才栗群	小呂群	池金群
	頭数	49	48	58	52	30	6	38
	加害レベル	4	4	3	4	3	3	3
	捕獲実績	31		1	1	0	1	7
	捕獲オプション	群れ捕獲	群れ捕獲	部分捕獲	群れ捕獲	部分捕獲	部分捕獲	部分捕獲

※群れ捕獲、部分捕獲、選択捕獲のいずれかを記載する。

群れ捕獲：加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実施しても、被害が低減しない群れに対して、群れ全体を取り除く管理手法

部分捕獲：増えすぎた群れの個体数を計画で設定した個体数まで減らす管理手法

選択捕獲：群れの存続を前提とし、人馴れが進んで住民に対する威嚇や生活環境被害を繰り返す悪質個体を識別したうえで、選択的に捕獲する管理手法

イ 被害防除に係る対策

令和3年度に旧岡崎市の日影町と恵田町で鳥獣被害防止対策交付金（国交付金）を活用した防護柵の整備を行って以降は同交付金による整備は行っていない。一方、農林業者や農林業関係団体が鳥獣害対策事業費補助金（市補助金）を利用した防除対策を行っている。これ以外に追払い用のエアガンの貸出及び捕獲サポート隊に動物駆逐用煙火の配布を随時実施している。追い払い対策には一定の効果が認められることから、より効果をあげるためにも実施者が連携して継続的に実施する必要がある。

表7 岡崎市における防除対策の実施状況

		R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
旧岡崎市(m)	防護ネット	0	0	100	0	実施中
	防護柵 (イハシ柵)	0	0	0	100	実施中
	防護柵 (イハシ・汐柵※)	(上に含む)	(上に含む)	(上に含む)	(上に含む)	(上に含む)
	複合冊 (防護柵+電気柵)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
	電気柵	255	1,108	100	400	実施中
	追払い・追上げ	実施	実施	実施	実施	実施中
	その他 (内容)	—	—	エアガン 駆逐用煙火	エアガン 駆逐用煙火	実施中
旧額田町(m)	防護ネット	0	0	0	0	実施中
	防護柵 (イハシ柵)	0	0	0	0	実施中
	防護柵 (イハシ・汐柵※)	(上に含む)	(上に含む)	(上に含む)	(上に含む)	(上に含む)
	複合冊 (防護柵+電気柵)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
	電気柵	256	0	1,061	310	実施中
	追払い・追上げ	実施	実施	実施	実施	実施中
	その他 (内容)	—	—	エアガン 駆逐用煙火	エアガン 駆逐用煙火	実施中

ウ 生息環境管理に係る対策

生息環境管理に係る対策について以下の対策の実施により、被害の防止の推進に努める。

- (ア) 農地周辺等の草刈の実施や未収穫物、ゴミ等を適切に処分することにより、農地及び人家周辺の餌場としての魅力を下げる環境管理に努める。
- (イ) 農地等への柵の設置等の被害防除対策を実施する。
- (ウ) 加害個体を中心とした捕獲に努める。

表8 岡崎市における生息環境管理対策の実施状況

		R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
旧岡崎市	藪の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収	実施	実施	実施	実施	実施
	その他（内容）	—	—	—	—	—
旧額田町	藪の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収	実施	実施	実施	実施	実施
	その他（内容）	—	—	—	—	—

5 評価

ニホンザルの捕獲に加え、被害防除対策として電気柵等の防除柵の設置等が実施されている。ニホンザル用侵入防止柵の設置はかなり効果があるものとして設置が進められている。また、銃猟による狩猟者を恐れる傾向があるため、銃猟者出猟による追払い効果がある。

近隣市等においてエアガンによる追払いが効果を上げているため、エアガンの貸出を行うほか、令和4年度から捕獲サポート隊を立ち上げ、動物駆逐煙火により各地域で組織的な追い払いを実施している。

銃による捕獲は一定の効果があり、罠による捕獲も大型捕獲檻の導入した地域においては効果があった。しかし、導入のできていない地域での被害が増加しているため、大型捕獲檻の移設や追加導入などにより、捕獲の推進が必要である。

表8 岡崎市における被害動向と対策の評価

被害動向	捕獲対策		被害防除対策				
	銃	罠	防護ネット	防護柵 (イシ用)	防護柵 (イシ・沢用)	複合柵 (防護柵+電気柵)	電気柵
旧岡崎市	減少	○	○	—	—	—	△
旧額田町	減少	○	○	—	—	—	○

※ 被害動向は「増加」、「増加傾向」、「横ばい」、「減少傾向」、「減少」、「被害なし」で記載する。

※ 評価は「○=非常に効果がある」「○=効果がある」「△=あまり効果がない」「×=効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

6 管理の目標

(1) 群れ単位での管理

サルは群れ単位での管理を基本としているため、愛知県では市町村単位でのエリア区分は行っていない。

岡崎市においても、その考え方を踏まえ、群れごとの加害レベルに応じた捕獲の方針を定める。そのために市内に生息している加害群すべてに継続して電波発信器を装着し、生息している群れの分布状況や行動域、個体数、性別、年齢構成及び加害レベルの把握に努める。

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
群れの加害レベルの減少	加害レベル（出没頻度、出没規模、人への反応、集落への加害状況、生活環境被害）
農業被害等の未然防止又は減少	農業被害額 市町村被害防止計画の達成状況
分布の拡大防止及び縮減	群れが分布する市町村数

岡崎市においても県の特定計画に準じ、適正な個体数に調整すること及び生息分布の拡大の防止に努める。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を隨時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、群れ単位での管理を基本としている。

(2) 捕獲計画（市町村単位）

岡崎市における捕獲計画を表9に示す。

表9 岡崎市における令和7年度の捕獲計画（案）

	捕獲手法別		合計
	銃	罠	
旧岡崎市	10	90	100
旧額田町	10	70	80

(3) 捕獲計画（群れ単位）

かつてニホンザルが生息していなかった地域に生息し、生息域に住宅地や工業団地が含まれる真福寺A群、B群については生活被害も多く積極的に捕獲を行っていく。夏山群、や生平群については分裂が生じないようにおおよそ50頭程度の個体数を維持しつつ、悪質な個体を中心に捕獲を進める。

捕獲サポート隊によるわなの見回りやえさの管理を行うことでわなの持続的な稼働が可能となるとともに捕獲効率の向上につながっている。

表10 捕獲計画（群れ単位）

名称	真福寺 A群	真福寺 B群	夏山群	生平群	才栗群	小呂群	池金群
頭数	49	48	58	52	30	6	38
加害レベル	4	4	3	4	3	3	3
捕獲目標数	20		8	10	3	1	5
捕獲オプション	群れ捕獲	群れ捕獲	部分捕獲	群れ捕獲	部分捕獲	部分捕獲	部分捕獲

(4) 計画を達成するために実施する対策

鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を実施し、捕獲に対する報奨金を支払うことで捕獲意欲の向上につなげる。

捕獲の担い手を増やすために狩猟免許取得に対する支援を行うとともに、地域ぐるみで捕獲活動が実施できるよう、地域の農林業関係団体等に対して捕獲檻やくくりわなの購入支援を行う。

群れごとの管理を行うために、電波発信器を装着し、群れの行動域、生息状況及び加害レベルを把握する。

生息状況調査で把握した行動域を活用し、導入したICT大型捕獲檻とサル用大型囲いわなで群れごとの捕獲を実施する。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

岡崎市における防除対策の実施計画を表 11 に示す。

表 11 岡崎市における令和 7 年度の防除対策の実施計画（案）

	防除対策						
	防護ネット	防護柵 (イシシ 用)	防護柵 (イシシ・ 汐用※)	複合柵 (防護柵+ 電気柵)	電気柵	追払い・ 追上げ	その他 (内容)
旧岡崎市	0	計画中	—	—	計画中	実施	エアガン 貸出
旧額田町	0	計画中	—	—	計画中	実施	エアガン 貸出

(2) 計画を達成するために実施する対策

鳥獣被害防止対策交付金を活用した防護柵の整備や農林業者や農林業関係団体が実施する防除対策に対する支援を行う。

捕獲サポート隊員が地域で組織的な追払いができるように動物駆逐用煙火を提供する等の支援を行う。

鳥獣被害のあった農家に対してエアガンの貸出を実施する。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

現状の評価を踏まえ、次年度の実施計画について表 12 に示す。

表 12 岡崎市における令和 7 年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他 (内容)
旧岡崎市	実施	実施	—
旧額田町	実施	実施	—

(2) 計画を達成するために実施する対策

放置果樹の伐採や、農作物の規格外品や収穫残滓等の廃棄方法などについて、適切な方法を研修会などで周知する。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

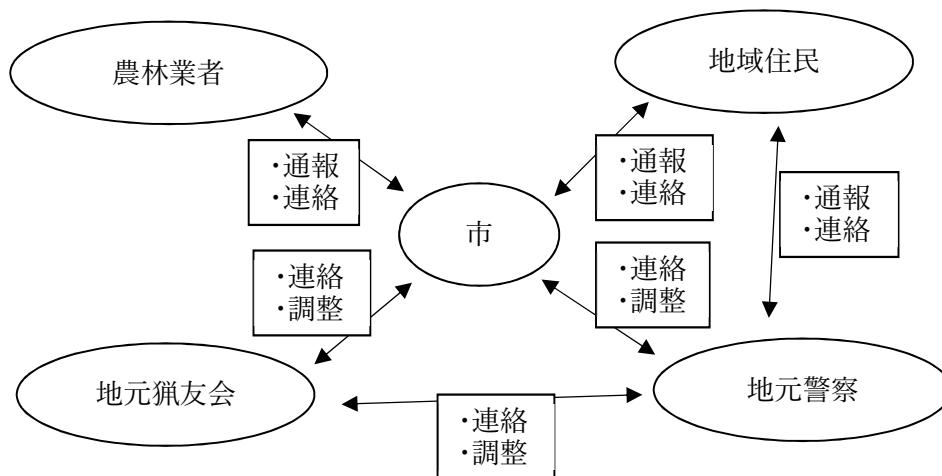
毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。



(2) 市街地出没への対応

近年、市街地での出没が多く目撃されている。住宅地等市民生活に身近な場所、通学路等での被害も懸念されるため、対応に努める。

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせて実施する。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出没した時の対応

ハナレザル等の突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて周辺住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動ルートの遮断も検討する。

市街地の環境や人に慣れた個体や群れが出没する場合は、加害レベルに応じて、追い払いや追い上げ、又は捕獲による除去を検討する必要がある。捕獲にあたっては、地元警察、行政機関により周辺住民の安全を確保した上で実施する。サルについては、捕殺に限らず、場合によっては麻酔による捕獲を実施する。麻酔銃による捕獲の場合は、鳥獣保護管理法第38条の2の住居集合地等での麻酔銃獵

の許可を、吹き矢による麻酔の場合は、鳥獣保護管理法第37条の危険獣法の許可を取得したうえで行う。

また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

わなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

サルの捕獲に関しては、ニホンジカ、イノシシを対象とした捕獲と比べて、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性は低いと考えられる。

ただし、大型捕獲檻を使用する場合、これらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等への配慮を検討する。また、これらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、警察、狩猟者団体と連携した連絡、対応体制を整備に努める。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 感染症への対策

ニホンザルが関係する人獣共通感染症のうち、捕獲作業等によるニホンザルの接触で注意すべき感染症として、ニホンザルの唾液・血液等の飛沫が人の目や口の粘膜に入ることで感染するBウイルスがある。

このため、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起に努める。

イ 安全対策に関する配慮

ニホンザルの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。捕獲事業の実施主体である行政機関は、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握とともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。